

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
 - 介護老人保健施設の開設許可……………
 - …（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）…
 - 介護老人保健施設の廃止……………
 - …（同）…
 - 介護医療院の開設許可……………
 - …（同）…
- ### 公告
- 東京都知事表彰……………
 - …（都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課）…
 - 特定非営利活動法人の認定……………
 - …（生活文化局都民生活部管理法人課）…
 - 開発行為に関する工事完了（二件）……………
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
 - 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
 - …（産業労働局商工部地域産業振興課）…
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要（二件）……………
 - …（同）…

告示

●東京都告示第千三百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和三年十一月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

- 一 公聴会を行う日時 令和三年十一月十六日（火曜日）午後二時から
 - 二 公聴会を行う場所 東京都立川合同庁舎二階 第二〇一会議室
立川市錦町四丁目六番三号
 - 三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当
（東京都立川合同庁舎二階）
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二（五四八）二〇五六
 - 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
- | | |
|------|-----------------------------|
| 建築主名 | 昭島市田中町一丁目十七番一号 |
| 建築敷地 | 昭島市東町二丁目百十九番二十八の一部 |
| 地域地区 | 第一種中高層住居専用地域、第二種高度地域及び準防火地域 |
| 工事種別 | 新築 |
- 申請の概要

及び用途 工場（学校給食共同調理場）

- 敷地面積 約四、二四四平方メートル
- 建築面積 約一、七九九平方メートル
- 延べ面積 約二、七二三平方メートル
- 構造及び階数 鉄骨造ほか
地上二階建てほか
- 高さ 十三・九〇メートルほか
- 適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第千三百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

- | | | |
|------------|------------------|----------|
| サービスの種類 | 介護保健施設サービス | |
| 開設者の名称 | 施設名称 | 開設許可年月日 |
| 医療法人社団 博栄会 | 医療法人社団 博栄会 東京 | 令和三年十月一日 |
| 医療法人徳洲会 | 介護老人保健施設 武蔵野 徳洲苑 | 同日 |
- 東京都告示第千三百五十六号
- 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第

二項の規定により介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第百四条の二第二号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類 介護保健施設サービス

開設者の名称 施設の種類 施設の名称 施設の所 廃止年月
 在 地 日

医療法人沖繩 介護老人保健 西東京市向台 令和三年十
 徳洲会 施設 武蔵野 町三丁目五番 月一日
 徳洲会 五十七号

●東京都告示第千三百五十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百七条第一項の規定により介護医療院の開設を許可したので、同法第百十四条の七第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の二の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類 介護医療院サービス

開設者の名称 施設の種類 施設の名称 施設の所 開設許可
 在 地 年月日

医療法人社団 介護医療院足 足立区鹿浜三 令和三年十
 鹿浜会 立鹿浜病院 丁目六番一号 月一日
 医療法人社団 医療法人社団 狛江市岩戸南 同日
 豊徳会 豊徳会 介護 二丁目二番三
 医療院 東京 号
 多摩病院

公 告

東京都知事表彰について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第六条の規定に基づき、令和三年十一月九日に表彰されたものは、次のとおりである。

令和三年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は名称 事績の概要

【青少年健全育成功労者】

青少年を健全に育成するために多年にわたり積極的に活動し、特に顕著な功績をあげられました。

- 宮本 幸治
- 永山 幸江
- 藤塚 米子
- 伊藤 博之
- 甚野 永子
- 山崎 莞爾
- 津端 千吉
- 平林 繁雄
- 菅原 絹代
- 寺田 篤子
- 西山 和彦
- 齊藤 一郎
- 守屋 幸子
- 石田 美家子
- 作野 言恵
- 井口 容宏
- 小張 賀壽美
- 平山 讓助

- 三好 俊司
- 鷺見 志雄
- 櫻井 ちかゑ
- 三井 久夫
- 田中 康裕
- 尾崎 恭司
- 山本 博
- 松木 安子
- 村井 芳平
- 四宮 友彬
- 會田 勝康
- 種市 幸子
- 井上 房雄
- 菅谷 さと子
- 宍戸 吉男
- 新藤 富士雄
- 島田 幸雄
- 栗山 育子
- 木戸 順子
- 松本 幸次
- 堀井 聡子
- 荒牧 博
- 武藤 美奈子
- 眞部 弘
- 富永 義徳
- 比留間 誠
- 柏谷 みゆき
- 半田 京子

<p>中山 君子 葛尾 豊 廣田 寛樹 池上 洋子 葛西 重敏 高津 靖夫 神田 幸博 太田 文子 山田 富美子 勝間田 和子 前川 和子 豊島 秀臣 伊藤 洋一 羽場 公一 岡本 由美 尾崎 純子 白井 清美 渋谷 孝一 宮本 裕子</p> <p>【青少年健全育成成功労団体】 ガールスカウト東 青少年を健全に育成するために多年に 京都第六十三団 わたり積極的に活動し、特に顕著な功 績をあげられました。</p> <p>【模範青少年】 浅岡 聖空 公共への奉仕や青少年の指導など、他 岡田 陽夏乃 の青少年の模範となる行動をなさいま 大野 裕二郎 した。</p> <p>塚越 玄</p>	<p>森 海斗</p> <p>【模範青少年団体】 世田谷区立砧中 公共への奉仕や青少年の指導など、他 校一組 の青少年の模範となる行動をなさいま 江戸川区子ども会 した。 連合会 葛西支部 町田市 南大谷子 どもクラブ子ども 委員会 大島交通少年団 町田交通少年団 久松交通少年団 板橋区立赤塚第二 中学校生徒会 荏原消防少年団 大森消防少年団</p> <p>特定非営利活動法人の認定について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四 条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、 同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例 の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三 号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 令和三年十一月九日</p> <p>一 名称 東京都知事 小 池 百合子 二 特定非営利活動法人 5 years 二 代表者の氏名 大久保 淳一</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 港区芝浦三丁目四番二号 グランパークハイツイニ六〇</p> <p>四 認定の有効期間 令和三年十月一日から令和八年九月三十日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人親子はねやすめ 二 代表者の氏名 宮地 浩太</p> <p>三 主たる事務所の所在地 千代田区岩本町二丁目十八番十四号</p> <p>四 その他の事務所の所在地 長野県東筑摩郡筑北村坂井六千五百七十五番地イ</p> <p>五 認定の有効期間 令和三年十月十四日から令和八年十月十三日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人キッズドア 二 代表者の氏名 渡邊 由美子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 中央区新川二丁目一番十一号 八重洲第一パークビル 七階</p> <p>四 認定の有効期間 令和三年十月十五日から令和八年十月十四日まで</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p>
--	---	---

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市上水本町四丁目千四百八十八番一の一部、千五百十番一並びに同番三及び同番四の各一部、同番六並びに同番八及び同番九の各一部、同番十並びに同番十五

小平市上水本町四丁目十二番八号
大和 康成

小金井市前原町四丁目七百二十六番五十二、同番五十三、七百五十番五及び同番六

武蔵野市境二丁目二番二
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

東村山市秋津町三丁目十番六及び同番二十一から同番二十四まで

埼玉県狭山市祇園四番四十七号
株式会社スマイルハウス
代表取締役 谷 栄

東村山市恩多町五丁目五十番四

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市国領町五丁目六十一番一及び同番二十七から同番三十四まで
神奈川県相模原市緑区橋本三丁目十一番八号
株式会社イーカム
代表取締役 角田 満

西東京市泉町四丁目二千二百二十九番十、二千二百三十番五、同番五地先、泉町五丁目二千二百二十四番一及び同番十
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)」「(二)住所(団体にあつては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十一月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

一	店舗名	(仮称) 豊洲四丁目店舗計画
二	店舗所在地	江東区豊洲四丁目三番二ほか
三	設置者名	株式会社ライフコーポレーション
四	設置者住所	中央区日本橋本町三丁目六番二号
五	小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ライフコーポレーション
六	新設をする日	令和四年六月二十六日
七	店舗面積の合計	二千七百七十二平方メートル
八	駐車場の位置及び収容台数	店舗内 七十二台
九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗内 百三十五台
十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 五十四平方メートル
十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 十一・九六立方メートル
十二	小売業を行う者の開店時刻	午前九時
十三	小売業を行う者の閉店時刻	翌午前一時
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時四十五分から翌午前一時十五分まで
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	一箇所 店舗西側
十六	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十一時まで
十七	届出日	令和三年十月二十五日

十八 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間

令和三年十一月九日から令和四年三月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

(仮称)昭島もくせいの杜商業施設計画

二 店舗所在地

昭島市もくせいの杜二丁目五十番八

三 設置者名

株式会社フーコットほか一名

四 意見

ア 聴取者

昭島市長

イ 概要

意見なし

ウ 收受日

令和三年十月七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和三年十一月九日から同年十二月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条

七 縦覧時間

例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

(仮称)ピバモール八王子多摩美大前

二 店舗所在地

八王子市鏈水二丁目百八番一ほか

三 設置者名

株式会社ピバホーム

四 意見書

ア 提出者及び住所

団体 八王子市

イ 概要

出店計画地周辺には小・中学校の通学路があるので、通学路の安全対策については、交通事故に対する万全な方策を講じられたい。とりわけ以下の三地点における交通対策に十分配慮されたい。(地点一)都道二十号線(柚木街道)の「八戸入口」交差点より、浜街道を南へ六十メートルの場所にある交差点での交通事故の防止に努められたい。(地点二)都道二十号線(柚木街道)の「鏈水枝畑」交差点の信号調整等により、右折待ち渋滞の防止を図り、歩行者が安心して横断できるように対策を

検討されたい。

(地点三)上記一から二の地点を結ぶ通学路は、歩道と車道が明確に区分されていない狭隘な道路であることから、来店車両の侵入防止を図られたい。

令和三年十月七日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和三年十一月九日から同年十二月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

ウ 收受日

五 縦覧場所

六 縦覧期間

七 縦覧時間

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

